

第5回会議および会議後に寄せられた委員意見と対応（案）

No. 意見	対応（案）
全体	
<p>1. 条例の骨子の中で、「まちづくりへの参画」という言葉が何度も出てきますが、言葉は重ねるごとにイメージが強化される為「支援条例」のはずなのに「まちづくり条例」の様な印象を受けてしまいます。「まちづくりへの参画」は「社会活動への参加」などの表現に変える事を提案したいと思います。まちづくりへの参画はとても大切なことだと思いますが、多摩市内での限定された活動のイメージがあります。若者オンラインワークショップの意見にも多摩市の発信力を求める意見がありました。発信力を求めるということは、若者達には「発信したい」意欲があることの現れでもあると思います。「社会活動への参加」という少し大きな表現にする事によって、「まちづくり」だけに留まらず「多摩市からの発信、提案」「多摩市を拠点とする広がり」など、これからの若者の活躍を支援していく市の姿勢が表現できると思います。若者の社会活動への参加が増えれば、自ずと社会の仕組みや政治の役割などに関心を持つ事になり、選挙の投票率の向上につながる可能性も出てくるかもしれません。</p>	<p>前提として、この条例は、「切れ目のない支援」と「まちづくりへの参画」を2本の柱とした条例であるため、記載のバランスが同程度になるよう、留意する。</p> <p>意見にある「社会活動への参加」も含め、「まちづくり」(=さまざまな主体がそれぞれの強みを活かしてまちを暮らしやすくする取り組み)に含まれるため、表現については、現行のままとし、「第2条 定義」の解説にまちづくりの定義について解説を追記する。</p> <p>また、まちづくりとは、さまざまな主体が力を合わせて取り組むものであり、支援の手法の一つと考える。</p>
<p>2. 全体的に「努める」という表現が多い。</p>	<p>内容に応じて文言を整理する。</p>
<p>3. 施策検討懇談会の提言が、今回の条例素案にうまく反映されているか確認しながら進めてほしい。</p>	<p>確認し、条例素案を作成する。</p>
第1条 目的	
<p>4. 4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）のうちの最初の3つがもう少し強く出るほうがいいのではないか。</p>	<p>「切れ目のない支援」と「まちづくりへの参画」を2本の柱とした条例であるため、記載のバランスが同程度になるよう、「第4条 子ども・若者の権利」に記載する。</p>

<p>5. なぜ支援が必要なのか、わかるような表現を。子ども・若者の権利が守られていないことが問題の原点にある。</p>	<p>本条例の前提となる考え方として、前文に記載する。</p>
<p>6. 子ども・若者は守られるだけではなく、支え合うことの循環がまず根本にあって、その上で必要な支援を行う。切れ目のない支援の前の段階で、まずは基本として「お互いの支え合いを基本とし（大切にし）」といった表現があるとよい。</p>	<p>本条例の前提となる考え方として、前文に記載する。</p>
<p>7. 子ども・若者に期待する人物像（例えば、課題を自分で解決できるようになる等）を議論した上で、検討した方が良いのでは。その実現のためにどのような支援が必要か見えてくる。</p>	<p>これまで出た意見としては以下のとおり。 自ら考え、判断し、行動し、他者に配慮し、他者を助ける。</p>
<p>8. 「自分らしさ」は小学生低学年にはまだ理解できない。</p>	<p>現時点で自分らしさを理解できなくても、将来的に自分らしさを見つけられるように、他者と関わりを持ちながら主体性を発揮できる環境づくりに取り組むという考え方を解説に記載する。</p>
<p>9. 子ども・若者が「認められる」という表現を入れられるとよい。</p>	<p>修正する。（条例素案参照）</p>
<p>10. 「切れ目のない支援のための関係を築く」だと支援者の関係にスポットが当たってしまうので、「切れ目のない支援をするとともに」に変更しては。</p>	<p>「子ども・若者」が主語になるよう、「子ども若者が切れ目ない支援を受けられる環境」に修正する。</p>
<p>11. 子どもたちの主体性を支援する条例なので、「子ども・若者が支援を受け入れながら」といった表現にしては。</p>	<p>具体的な支援者や、子ども・若者も支援者になりうるという考え方については</p>
<p>12. 支援の関係は、子ども・若者と誰の関係なのかを簡潔にまとめられたら、支援者、もしくは自分たちも支援者になり得るところを含めて分かりやすくなる。</p>	<p>「第3条 基本理念」の解説に記載する。</p>

<p>13. <目的> 子どもの健やかな成長、主体的な学びの連続、道徳観の高い社会人そして家族を持つ、循環型社会の構築、そのために子どもや若者の主体的な意見が市政に生かされる</p>	<p>子ども・若者の主体的なまちづくり参画について記載する。</p>
<p>第3条 基本理念</p>	
<p>14. (1) について、子どもの権利(4つの権利)と若者の権利を一緒に記載しているの、具体的に書かないと何を指しているのかわかりにくい。</p>	<p>子どもの権利、若者の権利の考え方について、「第4条 子ども・若者の権利」の解説に記載する。</p>
<p>15. (3) について、まちづくり条例のニュアンスが濃いので、記載の順番は、まずは「意見表明の機会」、次に「まちづくりへの参画」といった順番の方が良いのでは。</p>	<p>「意見表明やまちづくりへの参画」に修正する。</p>
<p>16. (3) について、子ども・若者が意思決定できないことで問題が起きているので、「意見表明の機会の保障」よりも、「意思決定の尊重」の方が基本的な考え方として良いのでは。</p>	<p>条例の目的に沿って、表現については現行のままとする。</p>
<p>17. (3) について、子ども・若者が参画したいのは、身近なコミュニティだと考えられるので、まちづくり参画だと規模が大きすぎる。より日常的で身近なコミュニティについて考えた方が良いのでは。</p>	<p>身近なコミュニティ参加も含め、「まちづくり」(=多摩市をよりよくする活動)に含まれるため、表現については、現行のままとする。 「まちづくり」の定義について、「第2条 定義」の解説に記載する。</p>
<p>18. (4) について、「子ども・若者を含む地域のさまざまな主体」の地域の範囲はどの程度を指すのか。市全体かより小さい地区か。</p>	<p>地域の範囲を指定する意図はないため、「地域の」は削除する。</p>
<p>19. (4) について、「連携・協力して取り組むこと」だと何に取り組むのかわかりづらいので「連携・協力して支え合うこと」にしては。</p>	<p>(4) は、取組全体に対する基本理念として示すので、「相互協力・相互支援の関係構築」に修正する。</p>

<p>20.</p> <p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩市健幸まちづくりの一人一人の健康（体と心）をはぐくむ ・ 多摩市教育委員会 2050年大人づくり ・ 多摩市子ども包括センター 出産前から18歳まで上記3つの理念がそれぞれに独立するのではなく、一体的かつ有機的なつながりをもたらせるための条例として位置付け→未来への投資（子供を中心とした街づくり） 	<p>健幸都市や ESD 教育など、これまでの市の取組を土台として、子ども・若者の成長を支援する条例を制定することについては、前文に記載する。</p>
<p>第4条 子ども・若者の権利・役割</p>	
<p>21.</p> <p>この条文に子ども・若者の意見・表現を採用できると良い。</p>	<p>解説に、ヒアリングやワークショップで得た子ども・若者の意見について記載する。</p>
<p>22.</p> <p>子ども・若者が権利を認識する前提として、子ども・若者が権利について学ぶ機会を大人が提供し、伝えることが必要。</p>	<p>条文の記載を全面的に修正する。</p> <p>子ども・若者が権利を学ぶ機会については、「第7条 市の役割」に記載する。</p>
<p>23.</p> <p>どの部分か権利を指すのかわからない。権利と役割の記述を分けて記載した方が良いのでは。</p>	<p>まちづくりへの参画は、子ども・若者の主体性に基づいて行われるものなので、役割ではなく、権利として記載する。</p>
<p>24.</p> <p>「まちづくりへの参画に努めること」とすると、役割が義務のように読める。まちづくりへの参画は主体性によるものなので表現をやわらげた方が良い。</p>	
<p>25.</p> <p>第4条で「子ども・若者の権利・役割」とあります。「役割」と表現は柔らかいですが、これは意味合いとしては「義務」に近いニュアンスの様に感じます。ここで言う「子ども・若者の権利」は基本的人権を指すものだと思います。基本的人権は義務を伴わないものなので、一般的な「権利と義務」の様な表現はそぐわないし、条件付きの支援である様な誤解を招く気がします。</p>	

<p>26. <子どもの権利・基本的人権の保障（再チャレンジで できる環境の醸成）> 子どもの権利条約 意見表明の機会 基本的人権の保障 意見表明権</p>	<p>権利の考え方について解 説に記載する。</p>
<p>第5条 市民の役割</p>	
<p>27. <地域の役割> 日本的子育ての風潮から子どもの権 利を大切にできる市民への共同社会構築</p>	<p>地域も含め、市民の役割 として、子ども・若者の権利 を守ることについて記載し ているので、現行のままと する。</p>
<p>第6条 事業者の役割</p>	
<p>28. 本来、事業者は市民に含まれる中で、あえて抜き出し て設定するほどの役割は記載できないのではないか。 一事業者として、まちづくりや地域貢献への社会的責 任は当然あるが、子ども・若者本人に対する役割を担 うことは難しい。</p>	<p>若者の職場の雇用主とし ての役割、事業活動として 子ども・若者の成長に関わ る主体としての役割が期待 できるため、事業者の役割 の項目を残した上で、条文 を整理する。</p>
<p>29. <事業者> 新しい労働環境（働き方改革、再雇用制 度、障害者雇用）の創設に積極的に寄与</p>	
<p>30. 学校が事業者の中に含まれているのは違和感がある。 学校では、若者はカバーできない。また、学校は子ど もの居場所ではあるが、法的根拠や学習指導要領に沿 っているのをそれを超える部分の役割は難しい。</p>	<p>学校は、市民に含む。 前提として、各主体が子 どもから若者まですべての 年代を網羅する必要はない。</p>
<p>31. 学校の先生も一市民としての役割はあるので、学校と いう組織の役割を位置づけなくてもよい。</p>	<p>支援する子ども・若者が 成長し、支援する対象から 外れるときに次の支援者に つなげることなどが想定さ れる。</p>
<p>32. 幼稚園だと、接する対象は、子ども自身というよりは 保護者になるので、子ども・若者本人に対する役割の 設定が難しい。</p>	
<p>33. 事業者とは何を指すのか書きだした方がわかりやす い。</p>	<p>事業者の定義について解 説を修正する。</p>

<p>34. 事業者の役割を、関係機関の役割に変更しては。関係機関と子どもと市民を市がどのように取り持っていくかというのが、「第8条 支援のためのしくみ・後押し」に位置づけられると良いのでは。</p>	<p>関係機関の定義・役割については、「市民」と重複するため規定しない。 連携については、「第8条 切れ目のない支援のためのしくみ・後押し」に記載する。</p>
<p>35. <関係機関の役割> 基本理念に基づき一体的な施策に資するために協力・団結すること 個人情報の扱いはどうする？ 循環型社会を構築すべく情報の共有、発展</p>	<p>連携については、「第8条 切れ目のない支援のためのしくみ・後押し」に記載する。</p>
<p>第7条 市の役割</p>	
<p>36. 市の役割の中に、多摩市を良いまちにする仕事や役割を、子ども・若者が目指したい仕事や役割のロールモデルとして示すということを入れたら独自性があるのでは。</p>	<p>子ども・若者が、暮らしやすいまちづくりに参加しようと主体的に思えるような環境づくりについて、「第9条 まちづくりの参画のための仕組み・後押し」の解説に記載する</p>
<p>37. 市の役割として、子ども・若者を支援するNPOなどの支援や育成も必要では。</p>	<p>検討委員会からの提言として記載する。</p>
<p>38. 「子ども・若者を含む市民」に周知・啓発とあるが、子ども・若者には、支えられる側と支える側の両面があり、それぞれで適切な周知手法は異なるので、その両面を捉えた表現にすべきでは。子ども・若者には、権利を学ぶ教育の機会を設けることで意思決定ができるようになるのでは。</p>	<p>検討委員会からの提言として記載する。</p>
<p>第8条 切れ目のない支援のためのしくみ</p>	
<p>39. 切れ目のない支援のひとつとして、子どもが地域で生活することを尊重する意味で、困難に直面して子どもが地域を離れなければならないといったことを避けるような、また子どもと地域の人との縁が切れないように支援するといったことも必要では。</p>	<p>該当する事業の想定が難しいため、具体的な提案があれば検討委員会からの提言として記載する。</p>

<p>40. 第8条「切れ目のない支援のためのしくみ・後押し」では、「支援に先立ちしっかりと寄り添った相談を受ける」という内容を是非盛り込んで欲しいと思います。当事者が何に困っていて、どういう支援を望んでいるのかをしっかりと受け止めていく、というメッセージを伝えることは支援体制に対する信頼を得るためにも、とても大切ではないかと思います。</p>	<p>条文に「子ども・若者本人の希望に寄り添い」という記述を追記し、解説に考え方を記載する。</p>
<p>41. 声を上げにくい、存在を忘れられがちな子ども・若者の意見表明の権利機会確保や代弁（アドボカシー）、エンパワメント、居場所設置や多様な教育機会確保、ピア・サポートといった要素を入れる必要があるのでは。</p>	<p>検討委員会からの提言として記載する。</p>
<p>第10条 子ども・若者計画</p>	
<p>42. 子ども・若者計画の策定段階において、外部会議に子ども・若者が必ず参加するなど、子ども・若者の意見が反映されるような仕組みがあると良いのでは。(会議の子ども・若者枠など)</p>	<p>検討委員会からの提言として記載する。</p>
<p>43. 子ども・若者主体で事業提案し、それを市が実現する仕組みがあると良いのでは。子ども・若者が取組を検討し、それが実現できる仕組みがあれば、大人になってからも多摩市を魅力的なまちだと思えるのでは。安心して失敗できる、チャレンジの場を提供することにもつながるのでは。</p>	<p>検討委員会からの提言として記載する。</p>
<p>44. 子ども・若者の活動のファシリテーターを育成・配置する施策があると良いのでは。</p>	<p>検討委員会からの提言として記載する。</p>
<p>第11条 推進体制</p>	
<p>45. 推進体制として、具体的な外部組織（子ども・若者が参加する）を条例に位置づけた方が良いのでは。</p>	<p>検討委員会からの提言として記載する。</p>
<p>46. <組織> 理念の実現に値する実効的かつ有効な組織づくり 縦割り行政からの脱却 市長、教育長との並列的な関係を</p>	<p>市役所内部の組織横断的な体制について、検討委員会からの提言として記載する。</p>

<p>47. 推進体制は、既存の会議体を活用すべき。足りない要素を拡充して整備した方が良い。</p>	<p>検討委員会からの提言として記載する。</p>
--------------------------------------------------------	---------------------------